

2013年9月2日

取手市長 藤井 信吾 殿

放射能NO！ネットワーク取手  
代表 本木洋子

**原発事故子ども被災者支援法の復興庁  
実施基本方針に関する意見発表を求める  
緊急要望書**

政府は原子力事故被災者支援法の実施について、復興庁が基本計画（案）を発表し、短期間のパブリックコメントをしたのち、ただちに閣議決定しようとしています。この「基本計画」（案）では、基準となるべき線量基準についてなんの検討もおこなわないまま線量基準なしに、支援対象地域を福島県の33市町村に限定し、その他の放射能汚染地域を準対象地域として対象地域から除外しました。

準対象地域での子どもの健康調査や医療支援については、有識者会議の設置が決まっているだけです。

この基本方針（案）は「原子力被災者支援法」の趣旨にも、法律にも反するものあり、この基本方針が実施されれば、将来にわたって、放射能汚染を受けた広い地域の住民の健康や医療に関する国の責任を放棄することになりかねません。

放射能の基準線量は除染対象地域と同じ年1ミリシーベルトとすべきであり、茨城県の対象地域を除外することはまったく不当です。

取手市議会は24年12月議会において「原発事故子ども被災者支援法」の早期実施を国に求める請願を採択し、茨城県も支援対象地域とし、早期の実施するよう要望していたところですが、藤井市長も茨城県、取手市を支援地域とすることをもともとめてきています。

復興庁の「基本方針」はこのような地方自治体あげての要望を無視するきわめて一方的なものです。

私たちは市長が市民の声を代表し、がこのような事態に当たり、緊急に国に対し意見をあげるとともに、関係市町村にも呼びかけ全県的に連携し行動されるよう強く要望するものです。

以上